

国官技第293号
平成21年3月24日

各地方整備局長
北海道開発局長 } あて

国土交通省大臣官房技術審議官

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

「請負工事成績評定要領の運用について」の一部改正について（平成19年3月30日付け国官技第359号）の一部を改正することとしたので通知する。

記

5. 附則

この通知は、平成21年4月1日以降に行う中間技術検査及び完成検査について適用するものとするが、平成21年3月31日以前に完済部分の検査を行った工事で行う検査は除くものとする。

別添1 「地方整備局工事成績評定実施要領」

第3 「総括監督員」を「総括技術評価官（総括監督員のことをいう）」に、「主任監督員」を「主任技術評価官（主任監督員のことをいう）」に改める。

第4 「総括監督員」を「総括技術評価官」に、「主任監督員」を「主任技術評価官」に改める。

第5 5中、「高度技術」を「工事特性」と改める。

別記様式第1から別記様式第2及び別紙—1から別紙—5を別添のように改める。

別添3 「地方整備局工事成績評定通知実施要領」

別記様式第1及び別表1を別添のように改める。